

# 障害福祉サービス

心身に障害のある人の生活を支え、喜びや生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな福祉サービスが受けられます。各サービスには利用者負担があるものや、所得状況によって利用が制限される場合がありますので、相談してください。

## 在宅で受けるサービス

- **居宅介護（ホームヘルプ）**  
自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします。
- **訪問入浴サービス**  
重度身体障害者の家庭に入浴車が訪問します。
- **移動支援事業**  
買い物などで外出するとき、移動の手伝いが受けられます。
- **施設で受けるサービス**  
● **児童発達支援**  
就学前の児童は、日常生活の基本的な指導や、集団生活への適応訓練などが受けられます。
- **放課後等デイサービス**  
就学している児童は生活能力

向上の訓練、社会との交流促進などが放課後や休日に受けられます。

- **短期入所**  
家族が病気や冠婚葬祭などで、一時的に介護できなくなったときに、施設で短期間、入浴や食事などの介護が受けられます。
- **グループホーム**  
障害者の自立を促すため、共同で生活をします。
- **福祉作業所などへの通所**  
障害などがあつて雇用されるのが難しい人は、通所により必要な訓練が受けられます。
- **助成サービス**  
● **医療費の助成**  
心身障害者（児）の医療費の自

己負担額が助成されます。

- **難病療養者医療費助成**  
指定難病療養者や小児慢性特定疾病療養者に加え、特定疾患療養者の医療費の自己負担額が助成されます。
- **指定難病療養者・小児慢性特定疾病療養者・特定疾患療養者**  
月額／14,000円まで（入院）、2,000円まで（通院）
- **重症認定者**  
月額／2,000円
- **福祉タクシー利用券の交付**  
福祉タクシーを利用する際、費用を助成する利用券が交付されます。交付できる枚数には、1か月当たりの上限があります。
- **補装具費の支給**  
補聴器、車椅子、装具、義足などを購入・修理する場合に、費用の一部が助成されます。  
※事前に申請が必要です。

34,970円（2級）

- **障害児福祉手当**  
常に介護を要する在宅の重度障害児に支給されます。  
月額／14,880円
- **ねたきり身体障害者および重度知的障害者介護手当**  
在宅の寝たきり身体障害者、重度知的障害者を介護している人に支給されます。  
※特別障害者手当などを受給している場合は除く。  
月額／8,650円
- **心身障害者扶養年金制度**  
心身障害者を扶養している人で、県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人が亡くなった場合、残された心身障害者に終身一定の年金が給付されます。

## 給付サービス

- **日常生活用具などの給付**  
在宅障害者（児）にストーマ装具、紙おむつ、歩行補助つえなどの日常生活に必要な用具が給付されます。  
※事前に申請が必要です。

申し込み・問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

☎ 62・53351